

平成 28 年度調剤報酬等改定項目③

○療担規則、薬担規則等

(平成 28 年 4 月 1 日改正予定)

項目	現行	改正案
保険薬局及び保険薬剤師療養担当規則	<p>(患者負担金の受領)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 保険薬局は、法第 63 条第 2 項第 3 号に規定する評価療養又は同項第 4 号に規定する選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第 86 条第 2 項又は第 110 条第 3 項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。</p>	<p>(患者負担金の受領)</p> <p>第4条 (略)</p> <p>2 保険薬局は、法第 63 条第 2 項第 3 号に規定する評価療養、<u>同項第 4 号に規定する患者申出療養又は同項第 5 号に規定する選定療養</u>に関し、当該療養に要する費用の範囲内において、法第 86 条第 2 項又は第 110 条第 3 項の規定により算定した費用の額を超える金額の支払を受けることができる。</p>
	<p>(領収証の交付)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>	<p>(領収証<u>等</u>の交付)</p> <p>第4条の2 (略)</p> <p>2・3 (略)</p>
	<p>(新設)</p>	<p><u>第4条の2の2 前条第2項に規定する厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療(厚生労働大臣の定めるものに限る。)を担当した場合(第4条第1項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。)において、患者から求めがあったときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。</u></p> <p><u>2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。</u></p>
	<p>(通知)</p> <p>第7条 保険薬局は、患者が<u>詐欺その他不正行為により療養の給付を受け、又は受けようとしたときは</u>、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。</p>	<p>(通知)</p> <p>第7条 保険薬局は、患者が<u>次の各号の一に該当する場合には</u>、遅滞なく、意見を付して、その旨を全国健康保険協会又は当該健康保険組合に通知しなければならない。</p> <p><u>一 正当な理由がなくて、療養に関する指揮に従わないとき。</u></p> <p><u>二 詐欺その他不正な行為により、療養の給付を受け、又は受けようとしたとき。</u></p>
<p>高齢者の医療の確保に関する法律の規定による療養の給付等の取扱い及び担当に関する基準</p>	<p>(一部負担金の受領等)</p> <p>第26条の4 (略)</p> <p>2 保険薬局は、評価療養又は選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第 76 条第 2 項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。</p>	<p>(一部負担金の受領等)</p> <p>第26条の4 (略)</p> <p>2 保険薬局は、評価療養、<u>患者申出療養</u>又は選定療養に関し、当該療養に要する費用の範囲内において法第 76 条第 2 項に規定する保険外併用療養費算定額を超える金額の支払を受けることができる。</p>

<p>(領収証の交付) 第26条の5 (略) 2・3 (略)</p>	<p>(領収証等の交付) 第26条の5 (略) 2・3 (略)</p>
<p>(新設)</p>	<p>第26条の5の2 前条第2項に規定する厚生労働大臣の定める保険薬局は、公費負担医療（厚生労働大臣の定めるものに限る。）を担当した場合（第26条の4第1項の規定により患者から費用の支払を受ける場合を除く。）において、患者から求めがあったときは、正当な理由がない限り、当該公費負担医療に関する費用の請求に係る計算の基礎となった項目ごとに記載した明細書を交付しなければならない。 2 前項に規定する明細書の交付は、無償で行わなければならない。</p>
<p>(通知) 第29条 保険薬局は、患者が偽りその他不正の行為により療養の給付及び保険外併用療養費に係る療養を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく、意見を付して、その旨を当該患者の居住地を管轄する後期高齢者医療広域連合に通知しなければならない。</p>	<p>(通知) 第29条 保険薬局は、患者が次の各号のいずれかに該当する場合には、遅滞なく、意見を付して、その旨を当該患者の居住地を管轄する後期高齢者医療広域連合に通知しなければならない。 <u>一 正当な理由なしに療養の給付又は保険外併用療養費に係る療養に関する指示に従わないとき。</u> <u>二 偽りその他不正の行為によって療養の給付又は保険外併用療養費の支給を受け、又は受けようとしたとき。</u></p>